○上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第７条第１項及び第８条第１項の規定に基づき管理者が定める額を定める件

令和５年５月２５日告示第１４号

上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第７条第１項及び第８条第１項の規定に基づき管理者が定める額を定める件

上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１４号）第７条第１項及び第８条第１項の規定に基づき管理者が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
２０歳未満	５，７９９円	１４，５９７円
２０歳以上２５歳未満	６，２６０円	１４，５９７円
２５歳以上３０歳未満	６，８７４円	１６，１９１円
３０歳以上３５歳未満	７，１５７円	１９，６１０円
３５歳以上４０歳未満	７，５３４円	２２，４９９円
４０歳以上４５歳未満	７，６９７円	２４，０８４円
４５歳以上５０歳未満	８，００７円	２６，２３８円
５０歳以上５５歳未満	７，８２１円	２６，８６８円
５５歳以上６０歳未満	７，５３６円	２７，９４９円
６０歳以上６５歳未満	６，４５０円	２３，２３７円
６５歳以上７０歳未満	４，４００円	１７，７５５円
７０歳以上	４，４００円	１４，５９７円

附　則

この告示は、告示の日から施行し、同日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用する。

附　則（令和６年４月２４日告示第６号）

（施行期日）

1　この告示は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2　この告示による改正後の規定は、令和６年４月１日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月３１日告示第３号）

（施行期日）

1　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、令和７年４月１日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附　則（令和８年４月３０日告示第６号）

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、令和８年４月１日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。